

食べ物に感謝して食品ロスを減らしましょう

圃農林課(市役所1階) ☎88-8106



6月は食育月間

食育とは生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるものです。また、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることです。

「食育ピクトグラム」

国は、食育を分かりやすく知ってもらうために、絵文字で表現した食育ピクトグラムを作成しています。

食育の普及啓発にご利用ください。



詳細はこちら

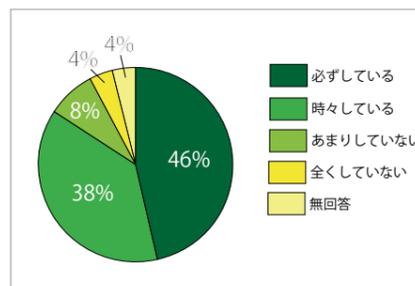
●食育アンケート

勝山市では「食」の現状を把握するため、令和3年度に食育アンケートを実施しました。



アンケートの結果はこちら

問 食べ残しや食品の廃棄を減らす努力をしていますか



アンケートの中の「食べ残しや食品の廃棄を減らす努力をしていますか」の問については、市民の84%が努力をしている結果でした。(前回(平成28年度)から2%増加)

しかし、第3次勝山市食育推進計画で定める目標値90%(令和4年度)にはまだ達していません。

食べ残しや食品の廃棄を減らす努力をする人の増加が「食品ロス」の削減に繋がります。

また、農作物の栽培・収穫など、農業体験に積極的に参加し、食べ物を大切にすることが意識や食べ物への関心を持ちましょう。

●食品ロスを減らすためには

①自分が食べきれない量を見つけてみましょう。



好きなものをたくさん食べすぎると、他の料理が食べられなくなります。

②できるだけ家族そろって食べましょう。



楽しい食事は、料理をおいしく食べることでできます。

③食べ物大切さを学びましょう。



元気で暮らせるのは、牛やにわとり、野菜などの命あるものを食べているからです。



食事は、調理をしてくれた人、農家や海で働く人など多くの人のおかげでとることができま

しょう。食べ物に感謝して残さず食べましょう。

「蚤の市」でも

フードドライブ

圃農林課(市役所1階) ☎88-8103

「あなたの「いらない」は誰かの「いる」かも」

勝山市消費者団体連絡協議会が毎月開催する「蚤の市」では、家庭で使わなくなったもの以外にも、家庭で余っている食品なども受け付けています。

受け取った食品などは、「蚤の市」にいられた方にお渡ししたり、社会福祉協議会や福井県民生活協同組合のフードドライブ事業を通して支援が必要な方に届けています。

※ご家庭で使わなくなった物や余っている食品などがある方はぜひご利用ください。

※受け付けできない食品もあります。必ず事前に消費者センターまでご連絡ください



蚤の市の開催日はこちら

高齢になっても安心して過ごすために高齢者の権利を守ります

圃勝山市地域包括支援センター(すこやか) ☎87-0900



地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です

高齢者(ご本人からの相談や、ご家族、近所の方、地区の民生委員さん)と様々な方からの相談があります。

1 高齢者虐待が疑われるケース

相談ケース



- ・家の中がゴミや物で散らかっている
- ・家族と同居しているが家の中で孤立している
- ・家族が介護サービスを利用することをためらう
- ・家から怒声がする
- ・高齢者の身体に不自然なあざや傷がある

対応

高齢者虐待は早期発見が大切です。虐待を受けている高齢者は、SOSを出せないことがあります。虐待している人も、悪いことをしていると思っても、自分では止められないことがあります。周囲の人が気づき、声かけや見守りによって支えていくことが大切です。「高齢者虐待かも?」と思ったら、地域包括支援センターへご連絡ください。

身体的虐待	なぐる、ける、つねるなどの暴力や、不必要に体をしばったりするなど
心理的虐待	威圧的な態度や暴言、無視などによって、精神的苦痛を与えること
介護や世話の放棄、放任	介護や世話が必要な高齢者に、食事を十分に与えなかったり、長時間放置する。適切な医療や介護サービスを受けさせないこと
性的虐待	わいせつな行為をしたりさせること
経済的虐待	合意なしに財産や金銭を使用したり、処分するなど

虐待には、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄があります。

2 判断能力が低下して、成年後見制度の利用が必要なケース

相談ケース



- ・介護サービスなどの支払いが滞っている
- ・お金の管理や書類の整理ができなくなった
- ・家族はいるが、頼ることができない

対応

判断能力が低下することにより、日々の生活の様々なことに支障が出てきます。支えてくれる家族がいらない場合は、成年後見制度の利用を検討していきます。

成年後見制度の専門相談窓口

成年後見制度の利用促進を図るため、福井市、勝山市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町の7市町により、ふくい嶺北成年後見センターを設置しました。

6月3日には、フェニックスプラザで開所式が行われ、今後は、専門職による相談対応のほか、成年後見制度の普及啓発、市民後見人の養成などを行っていきます。

専門職による相談をご希望の場合は、まずは地域包括支援センターまでご相談ください。



開所式の様子 写真: 福井市提供